

報告第15号

令和3年度八幡浜市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.5	62.2
早期健全化基準	13.05	18.05	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 公営企業の資金不足比率 (単位：%)

	特別会計名	資金不足比率
法適用企業	下水道事業会計	—
	水道事業会計	—
	簡易水道事業会計	—
	市立八幡浜総合病院事業会計	—
法非適用企業	水産物地方卸売市場事業特別会計	—
	港湾整備事業特別会計	—

備考 資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%

